

事務連絡

令和5年6月1日

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
(公社) 全日本不動産協会
(一社) 不動産協会
(一社) 不動産流通経営協会
(一社) 全国住宅産業協会
(公財) 不動産流通推進センター

御中

国土交通省不動産・建設経済局

不動産課不動産指導室

大量破壊兵器関連計画等関係者等と関連する取引に関する各種法令の遵守
について（要請その171）

標記につきまして、別添の通り警察庁から要請がきましたので、よろしくお
取り計らい願います。

機密性 1

警察庁丙組組一発第 142 号
警察庁丙備企発第 107 号
令和 5 年 6 月 1 日

金融庁総合政策局長
金融庁監督局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
財務省大臣官房総括審議官
財務省国際局長
厚生労働省雇用環境・均等局長
農林水産省大臣官房総括審議官
(新事業・食品産業)
農林水産省経営局長
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務・サービス審議官
資源エネルギー庁次長
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察庁警備局長

大量破壊兵器関連計画等関係者等と関連する取引に関する各種法令の遵守について(要請その 171)

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき大量破壊兵器関連計画等関係者を公告する件」(令和 5 年 6 月 1 日付け国家公安委員会告示第 24 号)により資産(財産)凍結措置等の対象となる者が追加された。

大量破壊兵器関連計画等関係者との一定の取引は外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)により規制されているところである。この度、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成 26 年法律第 124 号。以下「財産凍結法」という。)が改正、施行されたことにより、同法においても新たに規制されることから、所管の特定事業者に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、大量破壊兵器関連計画等関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号。)に基づく各種義務の履行が徹底され、また、大量破壊兵器関連計画等関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。